

2018年度ユネスコ世界ジオパークにおける国内再認定審査方針 及び審査手順

日本ジオパーク委員会

1. ユネスコ世界ジオパークにおける国内再認定審査の位置付け

ユネスコ世界ジオパークは、4年に一度の再認定審査(世界再認定審査)を受けることになっています。その申請は、日本ユネスコ国内委員会からの認証に基づき、日本におけるユネスコ世界ジオパーク事業の登録審査業務に関して権限を持つナショナルコミッティである日本ジオパーク委員会を通じて行われます。世界再認定審査の前年には、日本ジオパーク委員会が国内再認定審査を行い、翌年にユネスコ世界ジオパーク再審査を受けるのに好ましい状態かどうかを確認します¹。

日本ジオパーク委員会による国内再認定審査は、国際地質科学ジオパーク計画 (International Geoscience and Geoparks Programme: IGGP) の定款とユネスコ世界ジオパークガイドラインに示されている考え方に沿って行います。

ユネスコ世界ジオパークの各地域は、日本ジオパークネットワーク正会員でもあり、国内再認定審査を4年に一度受ける必要がありますが、本審査はその日本ジオパークの再認定審査も兼ねるものとします。

2. 対象地域

2019年度にユネスコ世界ジオパークの再認定審査を受ける地域

洞爺湖有珠山、室戸、アポイ岳

3. 日程

2018年

- | | |
|-------|---|
| 4月25日 | 現況報告書を日本ジオパーク委員会へ提出 |
| 7月上旬 | 1頁の英文要約 (One-page summary) を日本ジオパーク委員会へ提出 |
| 7-8月 | 日本ジオパーク委員会による現地調査 |
| 8月中旬 | 1頁の英文要約 (One-page summary) をユネスコに提出 |
| 9月 | 日本ジオパークの再認定可否を日本ジオパーク委員会にて決定 |
| 11月下旬 | ユネスコ提出用の現況報告書 (和・英) を日本ジオパーク委員会に提出 |

2019年

- | | |
|-----|---------------------------|
| 1月末 | 現況報告書を日本ジオパーク委員会よりユネスコへ提出 |
|-----|---------------------------|

4. 審査の方法と注意点

- 4-1. 現地審査は、現地審査員 3 名により行われる。現地審査員は、日本ジオパーク委員会調査運営部会員と、日本ジオパーク委員会により委嘱された者により構成される。
- 4-2. 現地審査は限られた日数で行われるため、現地審査員は、現況報告書のほか、活動報告、過去の審査報告書やそれに関わった現地審査員との議論、関連する研究成果などに基づき、審査項目を検討する。
- 4-3. 現地審査は、関係者からのヒアリングや面談、検証が必要なサイトや関連施設などの視察を中心に行う。
- 4-4. 各ジオパークは、現地審査員に対して、優れた活動実績を紹介するだけでなく、地域で問題となっている事項等についても、資料を準備し説明を行うようにする。
- 4-5. 説明、面談には十分な時間をかけ、分刻みのスケジュールは避ける。
- 4-6. 現地審査員は、現地審査後に、各事務局に資料提供などを求めることがある。
- 4-7. 現地審査の結果は現地審査員がまとめ、日本ジオパーク委員会事務局に提出する。
- 4-8. 現地審査を担当した日本ジオパーク委員会調査運営部会員が、現地審査の結果を、日本ジオパーク委員会調査運営部会に報告する。
- 4-9. 日本ジオパーク委員会調査運営部会部会長は、調査運営部会による審議結果を日本ジオパーク委員会に報告する。その報告を受け、日本ジオパーク委員会は再認定の可否を決定する。
- 4-10. 日本ジオパーク委員会が、早急に解決を要する重要な問題点があると判断した場合には、2 年後に審査を行う「条件付き再認定」となる。「条件付き再認定」となったジオパークは、審査結果判明後直ちに、2 年間での問題点解決のための計画を立て、その解決を図る。
- 4-11. 条件付き再認定となったジオパークにおける審査は、前回審査時に指摘された問題点の改善状況の確認に重点を置きつつ、他地域同様の方法で行う。
- 4-12. 条件付き再認定後に行われる審査の結果、指摘された問題の解決が図られていないと日本ジオパーク委員会が判断した場合には、当該日本ジオパークが有する日本ジオパークネットワークの正会員資格は取り消される。

5. 提出書類

各ジオパーク事務局は、現況報告書、自己評価表 A、自己評価表 B、添付資料の印刷版 4 部を下記事務局に郵送するとともに、電子版をオンラインストレージ等で下記アドレスに **4 月 25 日 (水) 17 時**までに送付してください。

なお、現況報告書、自己評価表 A、自己評価表 B は指定の様式を使用してください。

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-5-1 トライエム大手町ビル 7 階 日本ジオパークネットワーク事務局 Tel.03-3219-2990 Mail: jgn_office@geopark.jp

註

- 1) 本審査事業は、「我が国におけるジオパーク・ナショナル・コミッティの運営業務」の一環として、平成 30 年度文部科学省日本／ユネスコパートナーシップ事業により行われる予定です。